

Z-70-C 所得税法〔第一問〕一解 答一

所 得 税 法

問 1

I 給与所得控除について
給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。
給与所得控除額は、その年中の給与等の収入金額に応じて一定の金額が定められる。
II 給与所得者の特定支出の控除の特例について
(1) 居住者が各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超えるときは、確定申告書への一定の事項の記載及び一定の書類の添付を要件に、上記Iの残額からその超える部分の金額を控除した金額を給与所得の金額とする。
(2) 特定支出とは、次に掲げる支出（給与等の支払者により補てんされる部分があり、かつ、その補てんされる部分につき非課税とされる部分を除く。）のうち、給与等の支払者により証明がされたものをいう。
① 通勤のための支出で通常必要と認められるもの
② 勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅行に通常要する支出
③ 転任に伴う転居のための支出で通常必要と認められるもの
④ 職務の遂行に直接必要な研修のための支出（資格取得のためのものを除く）
⑤ 職務の遂行に直接必要な税理士その他の人の資格を取得するための支出
⑥ 単身赴任者の勤務地等と居宅との間の旅費で通常必要と認められるもの
⑦ 次に掲げる支出で、職務に直接必要なもの（支出の合計額で65万円限度）
(イ) 書籍その他の図書で職務に関連するものを購入するための支出
(ロ) 制服、事務服その他の勤務場所において着用することが必要とされるものを購入するための支出
(ハ) 交際費、接待費その他の費用で、職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答等のための支出

問 2

概要	趣味による競馬の払戻金は下記法令等に基づき一時所得又は雑所得に区分されることとなる。
I 一時所得	
(1)	一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。
(2)	必要経費の範囲 その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除する。
(3)	その他 一時所得においては外れ馬券の購入費用は必要経費に該当せず、当たり馬券の購入費用のみを控除する。通達、裁判例によれば馬券購入の態様や利益発生の状況等から見て営利を目的とする継続的行為から生じたもの以外は一時所得に該当する。
II 雑所得	
(1)	雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。
(2)	必要経費の範囲 ① その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除する。 ② 必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、総収入金額に係る売上原価その他その総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。
(3)	その他 通達、裁判例において営利を目的とする継続的行為から生じたものは雑所得に該当する。

問 2 (続き)

また、外れ馬券の購入費用も必要経費に該当する。

Z-70-C 所得税法〔第二問〕一解 答一

問1

1 各種所得の金額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
事業所得 <hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/> 17,862,883	1 総収入金額 (1) 売上高 $50,730,000 + (250,000 - 160,000) + 300,000 - 280,000 \times (1 - 3\%) = 50,848,400$ <input type="checkbox"/> (2) 雑収入 収入補填 3,000,000 経費補填 2,000,000 敷金等補填 8,500,000 G利息 6,000 合計 13,506,000 <input type="checkbox"/> (3) その他 貸倒引当金繰戻 24,200 合計 24,200 <input type="checkbox"/> (4) 総収入金額合計 64,378,600
	2 必要経費 (1) 売上原価 ① 食材 $13,000,000 + 100,000 = 13,100,000$ <input type="checkbox"/> ② ワイン $5,120,000 - 5,200(*) \times 150 \text{本} = 4,340,000$ <input type="checkbox"/> (*) 配送費用は少額のため取得価額に含めないことができる。 ③ 売上原価合計 17,440,000
	(2) 経費 ① ポイント費用 0 ※確定した債務でないため <input type="checkbox"/> ② 給与賃金 $18,240,000 - 4,800,000 = 13,440,000$ <input type="checkbox"/> ③ 雑損失 $118,000 - 100,000 = 18,000$ <input type="checkbox"/> ④ 減価償却費 旧店舗 $3,000,000 \times 0.9 \times 0.05 \times 2/12 = 22,500$ <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 $800,000 \times 0.167 = 133,600$ <input type="checkbox"/> 新店舗 $(5,200,000 - 200,000) \times 0.05 \times 8/12 = 166,667$ <input type="checkbox"/> パソコン $280,000 < 300,000 \therefore 280,000$ <input type="checkbox"/> システム $840,000 \times 0.2 \times 8/12 = 112,000$ <input type="checkbox"/> 減価償却費合計 714,767
	⑤ 資産損失 $435,000 - 22,500 = 412,500$ <input type="checkbox"/> ⑥ 貸倒損失 D社 160,000 <input type="checkbox"/> ⑦ クレジットカード手数料 $300,000 \times 3\% = 9,000$ <input type="checkbox"/>

1 各種所得の金額（続き）

（単位：円）

区分及び金額	計 算 の 過 程
	⑧ 仲介手数料 300,000 <input type="checkbox"/> ⑨ 移設費用 200,000 <input type="checkbox"/> ⑩ その他諸経費 （その他諸経費合計）8,350,000 ⑪ 経費合計 23,604,267 (3) 貸倒引当金繰入額 (550,000-160,000) × 5.5% = 21,450 <input type="checkbox"/> (4) 専従者給与 4,800,000 (5) 必要経費の合計 45,865,717 3 青色申告特別控除 1-2 ≥ 650,000 ∴ 650,000 電子申告 <input type="checkbox"/> 4 事業所得金額 17,862,883
利子所得 _____ 0 （源泉分離）	預金利息 7,968 ÷ 0.79685 = 9,999（源泉分離） <input type="checkbox"/>
雑所得 _____ 500,000	印税 448,950 ÷ 0.8979 = 500,000
譲渡所得 短期 _____ 0 長期 _____ 1,000,000	1 総収入金額 短期 長期 借家権 1,500,000 2 取得費 短期 長期 借家権 0 3 譲渡費用 0

1 各種所得の金額（続き）

（単位：円）

区分及び金額	計 算 の 過 程
	4 譲渡益 短期 0 長期 借家権 1,500,000
	5 譲渡所得金額 短期 0 長期 1,500,000 - 500,000 = 1,000,000 <input type="checkbox"/>
一時所得 <u> 0</u>	該当なし <input type="checkbox"/>

2 課税標準額

（単位：円）

区分及び金額	計 算 の 過 程
総所得金額 <u> 18,862,883</u>	$17,862,883 + 500,000 + 1,000,000 \times 1/2 = 18,862,883$

3 所得控除額

（単位：円）

区分及び金額	計 算 の 過 程
雑損控除 <u> 413,712</u>	(1) $(20,000,000 - 7,000,000) = 13,000,000 > 12,000,000 \therefore 13,000,000$ ※詐欺は対象外 <input type="checkbox"/> (2) ① $13,000,000 - 6,000,000 - 5,000,000 + 300,000 = 2,300,000$ ② a. $2,300,000 - (300,000 - 50,000) = 2,050,000$ <input type="checkbox"/> b. $18,862,883 \times 10\% = 1,886,288$ a > b \therefore b 1,886,288 (3) (2)① - ② = 413,712
医療費控除 <u> 103,200</u>	$50,000 + 3,200 + 150,000 = 203,200$ $18,862,883 \times 5\% = > 100,000 \therefore 100,000$ $203,200 - 100,000 = 103,200$ <input type="checkbox"/>
社会保険料控除 <u> 1,233,660</u>	$840,000 + 196,830 + 196,830 = 1,233,660$

<p>生命保険料控除</p> <hr/> <p style="text-align: right;">120,000</p>	<p>1 一般生命保険料</p> <p>旧 $96,000 \times 1/4 + 25,000 = 49,000$</p> <p>2 個人年金保険料</p> <p>旧 $48,000 \times 1/2 + 12,500 = 36,500$</p> <p>3 介護医療保険料</p> <p>$72,000 \times 1/4 + 20,000 = 38,000$</p> <p>4 控除額合計 $123,500 > 120,000 \therefore 120,000$ □</p>
--	--

3 所得控除額 (続き)

(単位:円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
地震保険料控除 _____ 50,000	$60,000 > 50,000 \therefore 50,000$ <input type="checkbox"/>
配偶者控除 _____ 0	事業専従者につき 0 } <input type="checkbox"/>
配偶者特別控除 _____ 0	
扶養控除 _____ 1,590,000	長男 $600,000 - 550,000 = 50,000 < 480,000$ $19 \leq 21 < 23$ 歳 $\therefore 630,000$ <input type="checkbox"/> 父 $560,000 - 560,000 = < 480,000 \therefore 480,000$ } <input type="checkbox"/> 母 $840,000 - 840,000 = < 480,000 \therefore 480,000$ }
基礎控除 _____ 480,000	(算定根拠) $18,862,883 \leq 24,000,000 \therefore 480,000$ 判定 <input type="checkbox"/>
所得控除額合計 _____ 3,990,572	

4 課税所得金額

(単位:円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
課税総所得金額 _____ 14,872,000	$18,862,883 - 3,990,572 = 14,872,311 \rightarrow 14,872,000$ (千円未満切捨)

5 税額控除額及び税額

(単位:円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
課税総所得金額に 対する税額 _____ 3,371,760	(1) 平均課税の適用判定 $500,000 > (\text{前年0} + \text{前々年0}) \times 1/2$ $\therefore 500,000 < 18,862,883 \times 20\% \therefore$ 適用なし <input type="checkbox"/> (3) 税額計算 $14,872,000 \times 33\% - 1,536,000 = 3,371,760$

<p>中小事業者が機械等 を取得した場合の 特別控除額</p> <hr/> <p style="text-align: right;">58,800</p>	<p>840,000 ≥ 700,000 ∴適用あり</p> <p>① 840,000 × 7% = 58,800 ①</p> <p>② 3,371,760 × 17,862,883 / 18,862,883 × 20% = 638,601</p> <p>① < ② ∴ ① 58,800</p>
--	--

5 税額控除額及び税額 (続き)

(単位:円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
給与等の引上げ及び 設備投資を行った 場合等の税額控除額 _____ 570,000	1 適用の有無の判定 ① 総額 $R2:3,840,000+3,120,000+1,920,000=8,880,000 >$ $R1:3,600,000+3,000,000=6,600,000$ ② 継続雇用者 $(R2:3,840,000+3,120,000=6,960,000)-(R1:3,600,000+3,000,000=6,600,000)=360,000$ $360,000/6,600,000=5.4545\cdots\geq 2.5\% \quad \square$ ③ 教育訓練費増加割合 $15\% \geq 10\%$ ∴適用あり (上乘せも適用あり) 2 税額控除額の計算 $8,880,000 - 6,600,000 = 2,280,000$ ① $2,280,000 \times 25\% = 570,000 \quad \square$ ② $3,371,760 \times 17,862,883 / 18,862,883 \times 20\% = 638,601$ $\text{①} < \text{②} \quad \therefore \quad \text{①} 570,000$
差引所得税額 _____ 2,742,960	
復興特別所得税額 _____ 57,602	$2,742,960 \times 2.1\% = 57,602$
所得税等の源泉徴収 税額 _____ <input checked="" type="checkbox"/> 51,050	$500,000 \times 10.21\% = 51,050$
所得税等の 申告納税額 _____ 2,749,500	(百円未満切捨)
所得税等の 予定納税額 _____ <input checked="" type="checkbox"/> 525,800	$262,900 + 262,900 = 525,800$
納付すべき税額又は 還付される税額 _____ 2,223,700	

問 2

1 各種所得の金額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
不動産所得 <u>△400,000</u>	1 総収入金額 1,800,000 2 必要経費 (1) 諸経費 1,900,000 (2) 支払利息 300,000 (3) 必要経費合計 2,200,000 3 青色申告特別控除 0 4 不動産所得全額 △400,000 5 損益通算可能額 $400,000 > 300,000$ $300,000 \times (25,000,000 - 20,000,000) / 25,000,000 = 60,000$ $400,000 - 60,000 = 340,000$ □
配当所得 <u>8,800,000</u>	1 I社株式（非上場株式）のみなし配当 $14,000,000 - 30,000,000 / 1,000 \text{株} \times 200 \text{株} = 8,000,000$ □ 2 特定口座の上場会社の配当 $300,000 + 500,000 = 800,000$ □ 3 総合課税の配当所得合計 8,800,000
給与所得 <u>5,200,000</u>	$7,000,000 - (7,000,000 \times 10\% + 1,100,000) = 5,200,000$ □

1 各種所得の金額（続き）

（単位：円）

区分及び金額	計 算 の 過 程
雑所得 <u>80,000</u>	組合手当 80,000 <input type="checkbox"/>
土地等又は建物等の 譲渡所得（短期） <u>0</u>	
土地等又は建物等の 譲渡所得（長期） <u>4,050,000</u>	I B土地 $12,000,000 - 9,600,000 (*) = 2,400,000$ <input type="checkbox"/> (*) S62 買換時の取得費 $5,000,000 \times 80\% + 20,000,000 - 18,000,000 \times 80\% = 9,600,000$ ※丙の相続開始から 3 年 10 か月を超えた贈与のため、取得費加算の特例の適用はなし II F マンション $50,000,000 - 47,000,000 - 1,350,000 = 1,650,000$ <input type="checkbox"/> I + II 4,050,000

1 各種所得の金額（続き）

（単位：円）

区分及び金額	計 算 の 過 程
一般株式等の譲渡 所得 _____ △2,000,000	I 社株式の譲渡 1 譲渡による収入金額 14,000,000－8,000,000＝6,000,000 2 譲渡資産の取得費 8,000,000 3 譲渡資産の譲渡費用 0 4 譲渡所得の金額 6,000,000－8,000,000＝△2,000,000 <input type="checkbox"/>
上場株式等の譲渡 所得等 _____ 700,000	1 譲渡による収入金額 6,000,000＋3,000,000＝9,000,000 2 譲渡資産の取得費及び譲渡費用 4,000,000＋3,300,000＝7,300,000 3 繰越損失の控除（控除順序 <input type="checkbox"/>) 9,000,000－7,300,000＝1,700,000 <input type="checkbox"/> H29 1,700,000－300,000＝1,400,000 H30 1,400,000－200,000＝1,200,000 R1 1,200,000－500,000＝700,000 4 譲渡所得の金額 700,000

2 課税標準額

（単位：円）

区分及び金額	計 算 の 過 程
総所得金額 _____ 13,740,000	$\Delta 340,000 + 8,800,000 + 5,200,000 + 80,000 = 13,740,000$
分離課税による 所得金額 右の計算の過程に 記載すること	1 損益通算後の所得金額を区分ごとに計算過程を示して記入しなさい。 長期譲渡所得の金額 4,050,000 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 700,000 ※一般株式等に係る譲渡所得等の金額のマイナスはなかったものとみなす <input type="checkbox"/> 2 翌年以降に繰り越すことができる損失の金額を記入しなさい。 0 <input type="checkbox"/>

所得税法【総評】

【総評】

令和2年度の所得税法の本試験問題は、「理論」は①給与所得控除及び給与所得者の特定支出の特例、②競馬の馬券の払戻金の課税関係（法令、通達及び裁判例に触れながら）の2題が出題された。基本的な項目については、個別理論集や計算テキストの知識でしっかり対応することが望まれる。

「計算」は総合問題が2題出題されたがボリュームが多いため、効率的に正答可能な箇所を解いて点数を積み重ねることが必要と思われる。問1は居住者の所得税等の計算に関する事項で各種所得の金額、課税標準額、所得控除額、課税所得金額、税額控除額及び税額の計算の過程を明らかにして、本年分の確定申告により納付すべき所得税等の額及び還付される所得税等の額を計算しなさいという内容であった。問2は居住者の所得税等の確定申告について、各種所得の金額及び課税標準額を計算過程を明らかにして計算しなさいという内容であった。問1、問2とも消費税等については考慮不要であった。

【解答に当たっての注意点】に次のように記載されていた。

納税者に有利な方法を選択するものとし、解答を求められている金額が、①マイナスの場合には金額の頭部に「△」を付し、②無い場合には「0」と記入し、その理由を「計算の過程」欄に記入しなさい。

また、減価償却費の計算上、1円未満の端数が生じた場合には、切り上げなさい。

令和元年度もほぼ同様の記載があったが、見落としのないように注意が必要である。

【第一問】

問1 給与所得控除及び給与所得者の特定支出の控除の特例について

給与所得控除については、給与所得の金額及び給与所得控除額について解答している。給与所得控除額は計算の知識や〔参考〕資料から給与収入毎のその明細を解答しても良いであろう。

問われる内容が限定されていることから給与所得の意義、事業専従者控除、所得金額調整控除等は解答不要と思われる。

特定支出の明細については、その正確性よりもより多くの項目を解答することが重要と思われる。

予想配点は 25 点、ボーダーラインは 15 点、合格確実は 20 点と考える。

問 2 競馬の払戻金に係る所得について

競馬の払戻金は一般的には一時所得であるが、「営利を目的とした継続的行為から生じたもの」は雑所得に該当する。したがって、一時所得の場合と雑所得の場合を解答する必要がある。

「通達及び裁判例」に触れながらとあったため、受験生は戸惑ったと思われるが、雑所得についても触れたいところである。

予想配点は 25 点、ボーダーラインは 15 点、合格確実は 20 点と考える。

【第二問】

問 1

事業所得を中心として各種所得の金額、課税標準額、所得控除額、課税所得金額、税額控除額及び税額を計算する。所得控除は基本的な論点が多いため確実に得点することが望まれる。

問 2

不動産所得及び譲渡所得を中心として各種所得の金額及び課税標準額を計算する。

不動産所得の損益通算の特例、配当所得、上場株式等の譲渡損失の繰越控除は基本的な論点と思われる。

問題のボリュームは多いが、基礎的な論点をミスなく解答すれば合格圏に到達すると思われる。

予想配点は問 1 は 38 点、問 2 は 12 点とした。

ボーダーラインは 30 点、合格確実は 38 点と考える。

以上からボーダーラインは 60 点、合格確実は 78 点と考える。